

山形県漁業調整規則（令和2年県規則第66号）第12条第1項、第2項、第5項、第14条第1項及び第16条第1項の規定により、漁業の許可又は認可を行う制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間、許可の有効期間、許可等の条件及び許可の基準を次のように定める。

令和8年2月13日

山形県知事 吉村 美栄子

1 あわび・なまこ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類の名称	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
あわび・なまこ漁業（素潜り）	素潜り	操業区域（別記の操業区域をいう。）	4月1日から8月31日まで	定めなし（ただし性能の基準等、別に定めのある場合はその基準を満たしていること）	5トン未満	11隻	1 山形県飽海郡遊佐町比子、菅里、吹浦又は酒田市（平成17年10月31日における酒田市の区域に限る。ただし酒田市飛島を除く。）に住所を有する者 2 山形県の漁船登録を受けた漁船の使用者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月16日から令和8年3月16日まで

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

(ア) 港則法が適用される区域で操業する場合は、事前に酒田港長の作業許可を受けなければならない。

(イ) 操業時間は午前7時から午後1時までとする。

(ウ) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めてあわび・なまこをとることを制

限した場合はこれに従わなければならない。

(エ) 港湾工事、護岸工事（災害緊急工事を含む）の作業に支障をきたさないこと。

ウ 許可の基準は以下のとおりとする。

申請時点において、山形県知事から「あわび・なまこ漁業（素潜り）」の許可を受けている者を優先するものとする。

なお、同順位である者の相互間については、くじにより優先順位を決めるものとする。

別記 操業区域（世界測地系表記）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの各点を順次結んだ線分と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

ア	北緯 38 度 59.140 分	東経 139 度 50.474 分
イ	北緯 38 度 59.351 分	東経 139 度 49.797 分
ウ	北緯 38 度 57.783 分	東経 139 度 48.989 分
エ	北緯 38 度 57.044 分	東経 139 度 47.939 分
オ	北緯 38 度 56.997 分	東経 139 度 47.935 分
カ	北緯 38 度 56.850 分	東経 139 度 47.859 分
キ	北緯 38 度 56.587 分	東経 139 度 47.485 分
ク	北緯 38 度 56.532 分	東経 139 度 47.493 分
ケ	北緯 38 度 56.486 分	東経 139 度 47.430 分
コ	北緯 38 度 56.448 分	東経 139 度 47.474 分
サ	北緯 38 度 56.465 分	東経 139 度 47.498 分
シ	北緯 38 度 56.176 分	東経 139 度 47.508 分
ス	北緯 38 度 56.049 分	東経 139 度 47.806 分
セ	北緯 38 度 55.968 分	東経 139 度 47.842 分
ソ	北緯 38 度 55.691 分	東経 139 度 47.958 分
タ	北緯 38 度 55.457 分	東経 139 度 48.533 分
チ	北緯 38 度 55.503 分	東経 139 度 48.560 分